

令和3年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	下関市豊田町乾燥調製施設
所在地	下関市豊田町大字八道字岡田屋敷 1 1 0 9 2 番地 4
指定管理者	団体名称 有限会社豊田あぐりサービス
	代表者 代表取締役 富永英典
	団体所在地 下関市豊田町大字八道 6 0 1 番地 3
モニタリングの実施方針・方法等	本施設の管理運営業務の確認にあたっては、管理運営状況を事業報告書、実地調査、指定管理者へのヒアリング等により把握しました。 その後、指定管理者の選定に用いた選定基準等に表示された項目ごとに、次葉のとおり、具体的な業務の実施状況等についての確認結果をコメントしたうえで、「モニタリングの総合コメント」及び「今後の業務改善に向けた考え方」を記載しました。
担当部課 (問合せ先)	豊田総合支所建設農林課
	T E L : 0 8 3 - 7 6 6 - 2 7 5 5
	E - m a i l : ttnourin@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

■ 目標値の達成度

□指標：施設の利用面積

(単位：ha)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標値	50	50	—	—	—
実績値	26.8	—	—	—	—
差	△ 23.2	—	—	—	—

実績が目標を下回っている原因として、設置当時（平成9年度）に比べて水稻の作付面積が減少していることに加え、穂いもち病の異常発生となったことが考えられます。今後は自前の乾燥設備を持たない小規模農家への積極的な勧誘等により、利用面積の拡大に努めることを求めます。

■ モニタリングの総合コメント

本施設の設置目的は、水田農業の生産性及び品質の向上、農業生産の省力化等近代的な基幹作業受託体制を整備し、高付加価値な自然乾燥米を生産することです。

管理運営業務の実施状況については、施設の設置目的を達成しながら、施設の維持管理、業務の実施、事業の実施についても適切に行われていますが、年間施設利用量の目標値は達成できませんでした。

業務内容については、条例規則を遵守し、仕様書等に定める業務を適正に実施していました。

収支については、穂いもち病の異常発生はありましたが、持込量は前年度より増加したことにより収入は増えたものの、機械の故障による修繕料の発生など支出も大きく増加したため、収益は大幅な減少となりました。

■ 今後の業務改善に向けた考え方

令和4年度以降も、本施設の設置目的を推進するため、業務の更なる向上充実を図り、利用者が安心して利用できるような環境づくりを求めます。また、目標値が達成できるよう未利用農家等への周知活動を求めます。今後も良好な水準を維持することを求めます。

合目的性・公平性・効果性

施設の管理運営は、設置目的に沿った実施方針に基づき適切に実施していました。施設運営や利用者への対応については、水稻生産農家が公平・平等に利用できるよう努力していました。施設の運用については、農家及び生産面積が減少傾向にある中、利用者の確保に努力していました。

機能性・独創性(事業への具体的な取組み方)

自主事業（稲刈り）による籾の受入れが中心で、事業運営に関する業務を適切に実施していました。施設利用の許可等について苦情・問題は特になかった状況でした。

責任性・実行性(施設の運営体制や組織)

業務遂行に必要な人員配置や管理体制の維持に努め、関係条例、規則等を遵守して適切に管理していました。

明瞭性・規律性(適正な事務や経理)

利用料金などの収入、施設管理費等の支出について適正に処理していました。領収書や経理関係調書の整理保管、施設の利用に関する許可申請書等に関する書類についても適正に処理していました。

安全性(安全管理、緊急時等の対応)

施設の設備点検等を施設稼働前に実施しており、施設の不具合等は適宜市へ報告していました。

社会性(環境等への配慮)

水分の高い籾搬入を避け、燃料の節減に努めていました。

経済性

事業収支について、ほぼ当初計画の範囲内において適正に執行していました。収支についても経営努力により、利益を生み出しており、安定的に管理運営できる範囲内であると認められます。

経営の健全性

指定管理者から提出された財務諸表等を分析した結果、財務状況については、特に大きな課題や問題はないと判断しました。

令和4年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	下関市豊田町乾燥調製施設
所在地	下関市豊田町大字八道字岡田屋敷 1 1 0 9 2 番地 4
指定管理者	団体名称 有限会社豊田あぐりサービス
	代表者 代表取締役 富永英典
	団体所在地 下関市豊田町大字八道 6 0 1 番地 3
モニタリングの実施方針・方法等	本施設の管理運営業務の確認に当たっては、管理運営状況を事業報告書、実地調査、指定管理者へのヒアリング等により把握しました。 その後、指定管理者の選定に用いた選定基準等に表示された項目ごとに、次葉のとおり、具体的な業務の実施状況等についての確認結果をコメントした上で、「モニタリングの総合コメント」及び「今後の業務改善に向けた考え方」を記載しました。
担当部課 (問合せ先)	豊田総合支所建設農林課
	T E L : 0 8 3 - 7 6 6 - 2 7 5 5
	E - m a i l : ttnourin@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

■ 目標値の達成度

□指標：施設の利用面積

(単位：ha)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標値	50	50	50	—	—
実績値	26.8	32.1	—	—	—
差	△ 23.2	△ 17.9	—	—	—

実績が目標を下回っている原因として、設置当時（平成9年度）に比べて水稻の作付面積が減少していることに加え、穂いもち病の発生があったことが考えられます。今後は、自前の乾燥設備を持たない小規模農家への積極的な勧誘等により、利用面積の拡大に努めることを求めます。

■ モニタリングの総合コメント

本施設の設置目的は、水田農業の生産性及び品質の向上、農業生産の省力化等近代的な基幹作業受託体制を整備し、高付加価値な自然乾燥米を生産することです。

管理運営業務の実施状況については、施設の設置目的を達成しながら、施設の維持管理、業務の実施、事業の実施についても適切に行われていますが、年間施設利用量の目標値は達成できませんでした。

業務内容については、条例規則を遵守し、仕様書等に定める業務を適正に実施していました。

収支については、穂いもち病の発生はありましたが、持込量は前年度より増加したことにより収入が増えたことに加え、大きな修繕料の発生などもなく支出も大きく減少したため、収益は大幅な増益となりました。

■ 今後の業務改善に向けた考え方

令和5年度以降も、本施設の設置目的を推進するため、業務の更なる向上充実を図り、利用者が安心して利用できるような環境づくりを求めます。また、目標値が達成できるよう未利用農家等への周知活動を求めます。今後も良好な水準を維持することを求めます。

合目的性・公平性・効果性

施設の管理運営は、設置目的に沿った実施方針に基づき適切に実施していました。施設運営や利用者への対応については、水稻生産農家が公平・平等に利用できるよう努力していました。施設の運用については、農家及び生産面積が減少傾向にある中、利用者の確保に努力していました。

機能性・独創性(事業への具体的な取組み方)

自主事業（稲刈り）による粃の受入れが中心で、事業運営に関する業務を適切に実施していました。施設利用の許可等について苦情・問題は特になかった状況でした。

責任性・実行性(施設の運営体制や組織)

業務遂行に必要な人員配置や管理体制の維持に努め、関係条例、規則等を遵守して適切に管理していました。

明瞭性・規律性(適正な事務や経理)

利用料金などの収入、施設管理費等の支出について適正に処理していました。領収書や経理関係調書の整理保管、施設の利用に関する許可申請書等に関する書類についても適正に処理していました。

安全性(安全管理、緊急時等の対応)

施設の設備点検等を施設稼働前に実施しており、施設の不具合等は適宜市へ報告していました。

社会性(環境等への配慮)

天候の状況を鑑み、刈取時期の調整を実施するなど、水分の高い粃搬入を避け、燃料の節減に努めていました。

経済性

事業収支について、ほぼ当初計画の範囲内において適正に執行していました。収支についても経営努力により、利益を生み出しており、安定的に管理運営できる範囲内であると認められます。

経営の健全性

指定管理者から提出された財務諸表等を分析した結果、財務状況については、特に大きな課題や問題はないと判断しました。

令和5年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	下関市豊田町乾燥調製施設
所在地	下関市豊田町大字八道字岡田屋敷 1 1 0 9 2 番地 4
指定管理者	団体名称 有限会社豊田あぐりサービス
	代表者 代表取締役 富永英典
	団体所在地 下関市豊田町大字八道 6 0 1 番地 3
モニタリングの実施方針・方法等	本施設の管理運営業務の確認に当たっては、管理運営状況を事業報告書、実地調査、指定管理者へのヒアリング等により把握しました。 その後、指定管理者の選定に用いた選定基準等に応じた項目ごとに、次葉のとおり、具体的な業務の実施状況等についての確認結果をコメントした上で、「モニタリングの総合コメント」及び「今後の業務改善に向けた考え方」を記載しました。
担当部課 (問合せ先)	豊田総合支所建設農林課
	T E L : 0 8 3 - 7 6 6 - 2 7 5 5
	E - m a i l : ttnourin@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

■ 目標値の達成度

□指標：施設の利用面積

(単位：ha)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標値	50	50	50	50	—
実績値	26.8	32.1	32.2	—	—
差	△ 23.2	△ 17.9	△ 17.8	—	—

実績が目標を下回っている原因として、設置当時（平成9年度）に比べて水稻の作付面積が減少していることが考えられます。今後は、自前の乾燥設備を持たない小規模農家への積極的な勧誘等により、利用面積の拡大に努めることを求めます。

■ モニタリングの総合コメント

本施設の設置目的は、水田農業の生産性及び品質の向上、農業生産の省力化等近代的な基幹作業受託体制を整備し、高付加価値な自然乾燥米を生産することです。

管理運営業務の実施状況については、施設の設置目的を達成しながら、施設の維持管理、業務の実施、事業の実施についても適切に行われていますが、年間施設利用量の目標値は達成できませんでした。

業務内容については、条例規則を遵守し、仕様書等に定める業務を適正に実施していました。

収支については、持込量は前年度より増加したことにより収入が増えたことに加え、支出も節減に努めたため、収益は適正な範囲でした。

■ 今後の業務改善に向けた考え方

令和6年度以降も、本施設の設置目的を推進するため、業務の更なる向上充実を図り、利用者が安心して利用できるような環境づくりを求めます。また、目標値が達成できるよう未利用農家等への周知活動を求めます。今後も良好な水準を維持することを求めます。

合目的性・公平性・効果性

施設の管理運営は、設置目的に沿った実施方針に基づき適切に実施していました。施設運営や利用者への対応については、水稻生産農家が公平・平等に利用できるよう努力していました。施設の運用については、農家及び生産面積が減少傾向にある中、利用者の確保に努力していました。

機能性・独創性(事業への具体的な取組み方)

自主事業（稲刈り）による粃の受入れが中心で、事業運営に関する業務を適切に実施していました。施設利用の許可等について苦情・問題は特になかった状況でした。

責任性・実行性(施設の運営体制や組織)

業務遂行に必要な人員配置や管理体制の維持に努め、関係条例、規則等を遵守して適切に管理していました。

明瞭性・規律性(適正な事務や経理)

利用料金などの収入、施設管理費等の支出について適正に処理していました。領収書や経理関係調書の整理保管、施設の利用に関する許可申請書等に関する書類についても適正に処理していました。

安全性(安全管理、緊急時等の対応)

施設の設備点検等を施設稼働前に実施しており、施設の不具合等は適宜市へ報告していました。

社会性(環境等への配慮)

天候の状況を鑑み、刈取時期の調整を実施するなど、水分の高い粃搬入を避け、燃料の節減に努めていました。

経済性

事業収支について、ほぼ当初計画の範囲内において適正に執行していました。収支についても経営努力により、利益を生み出しており、安定的に管理運営できる範囲内であると認められます。

経営の健全性

指定管理者から提出された財務諸表等を分析した結果、財務状況については、特に大きな課題や問題はないと判断しました。

令和6年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	下関市豊田町乾燥調製施設
所在地	下関市豊田町大字八道字岡田屋敷 1 1 0 9 2 番地 4
指定管理者	団体名称 有限会社豊田あぐりサービス
	代表者 代表取締役 富永英典
	団体所在地 下関市豊田町大字八道 6 0 1 番地 3
モニタリングの実施方針・方法等	本施設の管理運営業務の確認に当たっては、管理運営状況を事業報告書、実地調査、指定管理者へのヒアリング等により把握しました。 その後、指定管理者の選定に用いた選定基準等に表示された項目ごとに、次葉のとおり、具体的な業務の実施状況等についての確認結果をコメントした上で、「モニタリングの総合コメント」及び「今後の業務改善に向けた考え方」を記載しました。
担当部課 (問合せ先)	豊田総合支所建設農林課
	T E L : 0 8 3 - 7 6 6 - 2 7 5 5
	E - m a i l : ttnourin@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

■ 目標値の達成度

□指標：施設の利用面積

(単位：ha)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標値	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
実績値	26.8	32.1	32.2	33.7	—
差	△ 23.2	△ 17.9	△ 17.8	△ 16.3	—

実績が目標を下回っている原因として、設置当時（平成9年度）に比べて水稻の作付面積が減少していることが考えられます。今後は、自前の乾燥設備を持たない小規模農家への積極的な勧誘等により、利用面積の拡大に努めることを求めます。

■ モニタリングの総合コメント

本施設の設置目的は、水田農業の生産性及び品質の向上、農業生産の省力化等近代的な基幹作業受託体制を整備し、高付加価値な自然乾燥米を生産することです。

管理運営業務の実施状況については、施設の設置目的を達成しながら、施設の維持管理、業務の実施、事業の実施についても適切に行われていますが、年間施設利用量の目標値は達成できませんでした。

業務内容については、条例規則を遵守し、仕様書等に定める業務を適正に実施していました。

収支については、持込量は前年度より増加したことにより収入が増えたことに加え、支出も節減に努めたため、収益は適正な範囲でした。

■ 今後の業務改善に向けた考え方

令和7年度（指定管理最終年度）においても本施設の設置目的を推進するため、業務の更なる向上充実に図り、利用者が安心して利用できるような環境づくりを求めます。また、目標値が達成できるよう未利用農家等への周知活動を求めます。今後も良好な水準を維持することを求めます。

合目的性・公平性・効果性

施設の管理運営は、設置目的に沿った実施方針に基づき適切に実施していました。施設運営や利用者への対応については、水稻生産農家が公平・平等に利用できるよう努めていました。施設の運用については、農家及び生産面積が減少傾向にある中、利用者の確保に努めていました。

機能性・独創性(事業への具体的な取組み方)

自主事業（稲刈り）による粃の受入れが中心で、事業運営に関する業務を適切に実施していました。施設利用の許可等について苦情・問題は特になかった状況でした。

責任性・実行性(施設の運営体制や組織)

業務遂行に必要な人員配置や管理体制の維持に努め、関係条例、規則等を遵守して適切に管理していました。

明瞭性・規律性(適正な事務や経理)

利用料金などの収入、施設管理費等の支出について適正に処理していました。領収書や経理関係調書の整理保管、施設の利用に関する許可申請書等に関する書類についても適正に処理していました。

安全性(安全管理、緊急時等の対応)

施設の設備点検等を施設稼働前に実施しており、施設の不具合等は適宜市へ報告していました。

社会性(環境等への配慮)

天候の状況を鑑み、刈取時期の調整を実施するなど、水分の高い粃搬入を避け、燃料の節減に努めていました。

経済性

支出について、昨年度比で増加しているものの、当初計画の範囲内において適正に執行されていました。収支についても経営努力により、利益を生み出しており、安定的かつ継続的に本施設を管理運営できる範囲内であると認められます。

経営の健全性

指定管理者から提出された財務諸表等を分析した結果、財務状況については、特に大きな課題や問題はないと判断しました。